

西原町内で事業を行っている
法人・個人事業主のみなさまへ

償却資産申告のお知らせ

『償却資産』とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産です。
西原町内で事業を営み、償却資産を所有している法人または個人事業主が対象となります。平成27年1月1日現在で所有している資産状況を申告してください。
(町内に事業用として貸し付けている資産をお持ちの法人、個人も対象です)

- 【申告期間】平成27年1月5日(月)～2月2日(月)(土日、祝日は除く)
8:30～17:15(12:00～13:00は除く)
- 【申告場所】西原町役場3階 委員会室②

資産の種類		主な償却資産の例示
構築物	構築物	路面舗装、庭園、門、塀、看板、緑化施設、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	据付式冷房設備、受変電設備、借用建物に造作した設備など
機械及び装置		錠盤等の工作機械、コンプレッサー等の産業機械、クレーン等の建設機械、コンベアの運搬装置など
船	船	ボート、漁船、釣船、遊覧船、モーターボートなど
航空機	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具		フォークリフト、パワーショベル、ブルドーザーなどの大型特殊自動車(車両番号が0又は9で始まるもの)、動力運搬車など(自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く)
工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、応接セット、事務用機器、測定・検査工具、金型、医療機器、美容・理容機器、自動販売機など

※ 申告書は12月中に送付しています。届いていない方は郵送しますので、ご連絡ください。

【お問い合わせ】総務部税務課 資産税係 ☎945-4729

町県民税4期分の納期限は、2月2日(月)です。

納め忘れのないよう、よろしくお願いいたします。

- 町税の納付が遅れた場合は、延滞金がかかります。お早めに納めてください。
- 滞納が続きますと、預金や不動産等の差押を行います。
- 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。口座振替の申請書は、町内各金融機関または総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。
- ※ 残高不足のため口座振替ができないケースが発生しています。口座振替日の前に残高を確認してください。
- 当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は、注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成26年度各町税目の納期

税目	納期限	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	9月1日	10月31日	平成27年2月2日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成27年3月2日
軽自動車税		6月2日			

【お問い合わせ】総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729



軽自動車税の税率が変わります

平成26年度税制改正により、平成27年度から原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車の税率が引き上げとなります。

平成27年度課税分から税額が変わる方

車種区分	税率(年額)		
	平成26年度まで	平成27年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	2,500円	3,700円
50cc以下	二輪(125ccを超え250cc以下)	2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

平成27年4月1日当日に登録された軽自動車については次項の新税率が適用されます。

平成28年度課税分から税額が変わる方

車種区分	税率(年額)					
	(1) 現行税率	(2) 新税率	(3) 13年経過(重課)			
軽自動車	四輪以上(660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪(660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円

- ・平成27年3月31日以前に取得されている車両は、現行税率が継続されます。
- ・平成27年4月1日以降に新規検査を受ける車両から新税率が適用されます。
- ・グリーン化をすすめる観点から、新規検査を受けた日(初度検査年月)から13年を経過した軽自動車(四輪以上及び三輪)については、平成28年度課税分から約20%の重課となります。(電気自動車等を除く)

【お問い合わせ】総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729

農耕用車をお持ちの方へ

ナンバー登録はお済みですか?

農耕作業用自動車(トラクター・コンバイン等)で乗用可能なものは、道路走行の有無に関わらず軽自動車税の課税の対象になり、申告が義務付けられています。現在所有されていて登録がまだの方は、申告をお願いします。



・軽自動車税の対象となる農耕作業用自動車とは?

車両の大きさ	長さ 幅 高さ	制限なし	申告に必要な書類 ○印鑑 ○販売証明書または譲渡証明書(車名・車台番号・排気量が記載されているもの) ※車両の写真
総排気量 最高速度		制限なし 時速35km未満	
構造		農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えた農耕トラクター・農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車等	※ 標識交付を受けても公道を走行できない車両もありますので、ご注意ください。 ※ 市町村から交付される標識は公道走行を許可するものではなく、課税標識です。

【お問い合わせ】総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729